

指定管理者の管理運営業務に係るモニタリングの徹底について

今回の事案から見てきた課題

モニタリングがなおざりになっている。
施設所管課は、毎月実地調査を行っていたにもかかわらず、兆候を見逃した。単に回数をこなすだけのモニタリングになっていないか。

指定管理者との連携がとれていない。
互いの信頼関係が確立していなかったため、虚偽報告に発展してしまった。よりよい管理運営を目指して、ともに取り組む姿勢があるか。

モニタリングの手法が確立していない。
各施設の業務内容に応じたモニタリングが行われていないのではないか。担当者の異動等で精度が落ちる危険性はないか。

より効果的、生産的なモニタリングを行うためには

- ・ **モニタリングにおける確認の徹底**
- ・ **指定管理者との連携の強化**
- ・ **モニタリング手法の標準化**

→ 「モニタリング緊急検証会議」において検討

構成員：全施設所管課担当者及び行政企画課担当職員

開催状況：第1回(12/9)、第2回(12/21)

モニタリング徹底のための方策

・ **モニタリングにおける確認の徹底**

実施方法の改善

- ・ 複数の職員による実施や抜き打ち調査の実施

事業実施の確認

- ・ 業務日誌、出勤簿、自動車運行記録、参加者名簿、支出証拠書類、記録写真など複数の関係書類により確認
- ・ 事業実施の当日、実際に現地に赴き、担当者が自分の目で確認 等

・ **指定管理者との連携の強化**

協議の場の設定

- ・ 指定管理者と定例的な会議を設けることなどにより、現状や課題について共通認識を持ち、ともに業務の改善に取り組む。

信頼関係の醸成

- ・ 部局長は、施設の管理運営に常に興味を持ち、県と指定管理者との連携を深めるための配慮を心掛ける。
- ・ 担当者が現場に出向いた際には、相手方から相談を受ける時間を設けるなど、指定管理者との信頼関係を築く。

・ **モニタリング手法の標準化**

「より効果的・生産的なモニタリングとなるための留意事項」の策定

- ・ モニタリング緊急検証会議での所管課担当者の意見や提案に基づき、上記 ①②③ を含む「留意事項」を策定

「チェックシート」の作成

- ・ 施設ごとに「チェックシート」を作成し、人事異動等によりモニタリングの精度が落ちない仕組みを整備

モニタリング徹底のための方策を関係部局及び指定管理者に周知徹底し、実施することにより、業務の改善を図る。研修会等を通じてモニタリングの適正化を図るとともに、所管課や指定管理者が横のつながりを深める場を設ける。